

## はなだより～季節湯について～

季節湯とは、季節の植物をお風呂に入れ、体を温めアロマ効果を感じる入浴法で、平安時代に空海が医療用の薬湯として設けたことが始まりです。季節を肌で感じられると庶民にも広く浸透し、現代に受け継がれたようです。

### 【春の湯】

桜湯：優しく、甘い香りを感じることが出来る桜は、香りにアロマと同じリラックス作用があるようです。見た目も綺麗なので視覚でも癒されます。香りだけに留まらない所が桜の素晴らしいところ。

しょうぶゆ 菖蒲湯：無病息災を願い、端午の節句（5月5日頃）に用意されています。精油成分で血行促進して体を芯から温め、鎮痛作用もあるので神経痛や腰痛を和らげてくれます。

### 【夏の湯】

ハッカ油：西洋では「ミント」と呼ばれる植物です。湯上りはすっきりでき、クール効果で汗引きが早いので夏には大活躍しそうです。ミントはお庭やベランダでも日当たりが良ければ栽培できます。

### 【秋の湯】

生姜湯：保温効果に優れているので、お風呂上りのポカポカが持続します。お風呂に入れて高い効果を期待できるのは生生姜ですが、食べて、飲んで冷えを解消したい方には、乾燥生姜が効果的です。

### 【冬の湯】

松湯：日本ではとても縁起の良い植物とされています。冬でも緑を絶やさないので、不老長寿の象徴ともされています。

みかん湯：湯船に浸かると、爽やかな柑橘系の香りがいっばいに広がり、お風呂タイムでリフレッシュしましょう。

柚湯：冬至（12月22日頃）に銭湯で見かける機会も多いのではないのでしょうか。入浴すれば風邪をひかないとも言われています。

日々の様々な疲れを癒す効果が期待できる季節湯を自宅で簡単に作ってみてはいかがでしょうか。心身ともにリラックスして次の日から元気に頑張しましょう。



## 笑ってください

今回のお話に出てくる司会者は、この道何十年の頼れるベテランのスタッフなのですが、元々機械関係が得意ではなく、過去にも様々な機械にまつわる出来事がありました。今回は先日おきた怪奇現象？のお話です。

当社では、葬儀の際に流すBGMのCD含め式前には必ず司会者が音声チェックを行います。マイクのテストやCD・DVDがきちんと流れるか確認を行い、万全を期し、式に臨むのです。その日もいつも通りに音声のチェックをしていると、BGM用のCDが少し音飛びし、調子が良くない状態でした。音飛びの場合は、大抵はクリーニングで直ることが多いので、クリーニング用ディスクをいつもの様にCDデッキに入れたそうです。「クリーニングが終了いたしました」との自動音声の後、CDデッキのトレイOPENボタンを押し、ディスクを取り出そうとすると……。そこにあるはずのクリーニング用ディスクが……。どこを探してもディスクが見つからないのです。クリーニング用ディスクは無くなったものの、レンズのクリーニングは終了しており、BGMも音飛びせずにきちんと流れました。CDデッキからも異音もせず、異常もなかった為、おかしいなと疑問に思いながら式は滞りなく終了しました。

葬儀後、一連の流れを司会者から報告を受け、怪奇現象じゃないだろうし、あったディスクがその場から消えるはずがない、と私と当日サポートしてくれた後輩社員とで、そのCDデッキを持ち上げ傾けてみました。すると中からカチャカチャと何かが動く音が……。確実にデッキの中に何かがある！！デッキをドライバーで分解すると、そこには消えたはずのクリーニング用のディスクがあるではないですか(笑)。どういふ原因でディスクが入り込んだのか結局分からないままですが、まさかのディスクが忽然と消えた出来事に二人で顔を見合わせて、『いやいや、そんなはずはないやろ(笑)』と心の中でツッコんだのは言うまでもありませんでした。



首藤亮太

## 相続放棄と生命保険(その2) 生命保険の活用

### 【生命保険のメリット】

生命保険に加入しておく、相続のときにどのように役立つのでしょうか。

第1に、相続税の納税資金といった各種資金に充てられます。保険金は手続きさえすれば、被相続人の死亡後すぐにも現金で支払われるため、必要なお金を確実に確保できます。

第2に、相続争いを防ぐことができます。遺産分割で争いになると立場の弱そうな人を受取人に指定しておけば、遺言を書いたのと同じように、確実にその人に財産を引き継がせることができます。

第3に、節税にも有効です。相続人が受け取る死亡保険金には非課税枠があります。使わない預金を生命保険に回しておけば、非課税枠の分だけ税金が減り、相続税の節税につながります。

### 【相続における保険金の扱い】

被相続人の死亡後に支払われた保険金は、どう扱われるのでしょうか。また、相続税がかかるのでしょうか。保険金の受取人が誰かによって、3つのパターンに分かれます。

#### (1) 受取人が相続人の場合

相続税の課税対象になります。なお、相続放棄した人も保険金を受け取ることができますが、相続税を支払う必要があります。

#### (2) 受取人が被相続人(亡くなった人)の場合

相続財産に含まれます。これを受け取ったり使ったりした人は、保険金を相続したとみなされます。

#### (3) 受取人が(1)(2)以外(孫等)の場合

遺産分割の対象には含まれませんが、相続税の課税対象になります。相続人でない人が遺産を取得するため、相続税額が2割加算されます。

受取人が法定相続人ではない場合、遺産分割の途中で、財産を引き継ぐ想定外の人突然加わるようになります。人間関係がぎくしゃくして相続争いが起こりかねません。相続人でない人を受取人にする場合は、周囲とよく相談しましょう。また、契約者が子等であっても、実際は亡くなった人が掛金を支払っていた場合は「名義保険」とみなされます。相続財産として申告しないと税務署から申告漏れを指摘されますので、十分注意しましょう。

あなたの身近にある生命保険を活用して大切な財産を守るため、ぜひ一度専門家に相談してみてくださいはいかがでしょうか。



JBAグループ

## ドリーマー社員大募集!!



簡易スマホ対応募

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験から始めたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

### 【正社員】

葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)  
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

### 【葬祭献茶スタッフ】

時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

## まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田

まほろば

4月  
令和3年

第85号



株式会社ドリーマー  
ご葬儀かわら版

0120  
44-5880